



編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)
TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「相談・消費生活」をクリック!

高齢者を狙う

『劇場型』勧誘、その手口

「必ずもうかる」などともうけを強調して投資や社債の購入を勧誘する利殖商法の被害が後を絶ちません。利殖商法では複数の業者が登場し契約をせまる劇場型の手口が多く使われます。その手口をシナリオ仕立てで紹介します。

ある日のこと、Aさんの家にB証券を名乗る男性から電話がかかってきました。

B証券「投資にご興味はありませんか。Y社という再生可能エネルギーの会社の社債があるんですが。」

Aさん「投資とかそういうのは興味がないので。」

B証券「そうですね。」
と、電話はすぐに切れました。
翌日、C証券の社員だという男性から電話がかかってきました。

C証券「Y社に投資をしませんか。Y社は再生可能エネルギーの開発をしている将来性のある会社です。ここに投資すれば、儲けること間違いなしです。」

Aさん「私は投資とか難しいことしません。昨日もB証券から、お電話がありましたけど断りました。」

C証券「B証券が。そうですね。」

ねえ。本当にこれはいいい社債はめったにないですよ。」

Aさん「でしたら、ご自分が投資されたらいいのに。」

C証券「そう思われるでしょう。自分もY社に投資をしたいんですが、証券会社の社員は投資できないんですよ。」

Aさん「そうですねですか。」

C証券「本当にこんなに値上がり確実の社債はないんですよ。」

Aさん「そうですねですか。」

私が代わりに?



C証券「あのAさん、こんなお願いをするのもどうかと思いますが、私の代わりに社債を買ってくれませんか。」

Aさん「私が買っんですか。」

C証券「はい。あくまでもAさんのお名前で私の代わりに買っていただくだけです。後で謝礼金と一緒にお金をお返しします。」

相手に懇願され、断りきれず、Aさんは代わりに社債を買ったことにしました。限定販売なので急ぐように言われ、Aさんはその日のうちに指示されたとおり社債の代金を宅配便で送りました。

数日後、遊びに来ていた娘に今までの事を話しました。

娘さん「お母さん。だまされてるんじゃない。」

Aさん「でも、C証券は大手だし、B証券も勧めてた社債だし、大丈夫だと思うんだけど……。」

Aさんは不安になり、C証券から聞いていた連絡先に電話をしました。しかし、電話はつながらず、警察にも相談しましたが、Aさんのお金は返ってくることはありませんでした。

<手口を知って被害を防ぎましょう>

- ◆「必ずもうかる」「値上がり確実」などのうまいもうけ話を信じてはいけません。
- ◆長く話を聞いてしまうと電話を切りづらくなります。早めに、きっぱり断りましょう。
- ◆お金を支払う前に、家族や友人、消費生活センターに相談しましょう。
- ◆もしも被害に遭った時はすぐに警察に相談しましょう。

- ◆過去に被害に遭った人に「損害金を取り戻せる」と被害の回復を持ちかけて勧誘する手口もあります。
- ◆信用させるために実在の金融機関や大手企業の名をかたる手口も多く使われています。
- ◆i P S細胞、東京オリンピック、名簿の個人情報漏えいなど、新しいニュースや事件に便乗した手口もよく使われています。

電源コードの事故に注意

気温も低くなり、ヒーターなどの電気暖房機器を利用する季節となってきました。電気製品は電源コードの断線が原因で事故が起きています。

こんな事故が起きています！

(事例1) オイルヒーターを延長コードにつなげていたら、接続部分に火花が散り、延長コードのプラスチックが溶けた。

(事例2) 十年以上使用した電気毛布。ゴムの焦げるような匂いがして、コードの付け根部分から火花が出た。

【アドバイス】

次のような症状がある場合、コードが断線している可能性があります。非常に危険です。コンセントからプラグを抜いて、販売店もしくはメーカーに連絡をしましょう。

また、長期間使用している電気製品は、部品の劣化や摩耗があり、特に注意が必要です。

● 焦げ臭いにおいがする。

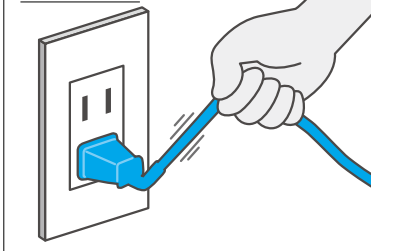
● 電源コードに破れがあったり、折れたりしている。

● 電源コードやプラグがさわれない位熱い。

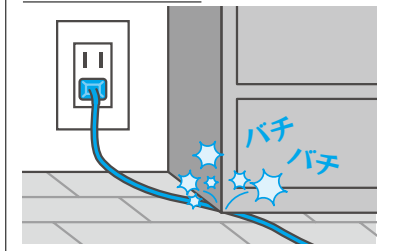


【注意】絶対してはいけないコードの扱い方

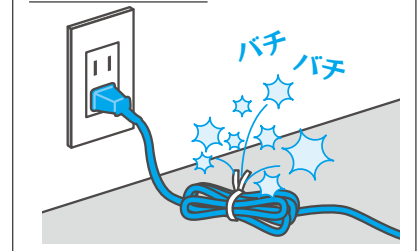
コードを乱暴に抜いていませんか？



コードの上に家具を置いていませんか？



コードを束ねたまま使っていませんか？



受講者募集

かしこい消費生活講座「だまされんばい悪質商法」

日時 平成26年12月11日(木曜日) 13時30分～15時
 会場 あいれふ7階 第2研修室
 定員 50名(先着順) / 参加料 無料
 対象 福岡市内にお住まいかお勤めの人
 託児 定員5名(無料) ※託児のお申し込みは12月1日までにお申し込み
 申込先 消費生活センター事務室 電話 092-712-2929 / FAX 092-712-2765

悪質商法の疑似体験やクイズで、悪質商法の手口と対処法を楽しく学びます。

受講申込締切り
12月10日

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話

092-781-0999

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

相談無料
秘密厳守

受付時間

月曜日～金曜日(祝日は除く)…… 9時から17時
第2・4土曜日 …………… 10時から16時(電話相談のみ)

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

※相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。

